

【表紙】

【提出書類】 半期報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 2026年6月30日
【計算期間】 第12期中（自 2025年10月1日 至 2026年3月31日）
【ファンド名】 日興ワールド・トラスト - 日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（米ドル建て）
(Nikko World Trust - Nikko BlackRock High Quality Allocation Fund (USD))
【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)
【代表者の役職氏名】 取締役 濱 理 貴
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番
(2, rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大 西 信 治
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【事務連絡者氏名】 弁護士 大 西 信 治
同 金 光 由 以
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【電話番号】 03 (6212) 8316
【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

（注）この半期報告書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第7条第4項の規定により、2026年3月31日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書とみなされる。

1【ファンドの運用状況】

日興ワールド・トラスト(Nikko World Trust)(以下「トラスト」という。)のサブ・ファンドである日興ワールド・トラスト-日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド(米ドル建て)(Nikko World Trust - Nikko BlackRock High Quality Allocation Fund (USD))(以下「ファンド」という。)の運用状況は以下のとおりである。

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2026年4月末日現在)

資産の種類	地域名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
投資信託	ルクセンブルグ	109,073,569.77	99.15
現金・その他の資産 (負債控除後)		936,139.94	0.85
合計(純資産総額)		110,009,709.71 (約17,644百万円)	100.00

(注1)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注2)ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、受益証券は米ドル建てのため、本書の金額表示は別段の記載がない限り、米ドルをもって行う。

(注3)本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(注4)米ドルの円貨換算は、便宜上、2026年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=160.39円)による。以下別段の記載がない限り同じ。

投資有価証券の主要銘柄

（2026年4月末日現在）

順位	銘柄	地域	種類	口数（口）	取得価格（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	ブラックロック・グローバル・ファンズ・グローバル・アロケーション・ファンド・クラスX2（米ドル建て）	ルクセンブルグ	投資信託	835,428.69	83.22	69,526,030.27	130.56	109,073,569.77	99.15

種類別投資比率

（2026年4月末日現在）

種類	投資比率（％）
投資信託	99.15
合計	99.15

< 参考情報 >

< 投資先ファンドの投資状況 >

（2026年4月末日現在）

資産の種類	投資比率（％）
株式等	66.3
債券	23.6
商品関連	2.4
現金等	7.6

（注1）投資比率は、ブラックロック・グローバル・ファンズ・グローバル・アロケーション・ファンドの純資産総額を100%として計算している。

（注2）投資比率は小数第2位を四捨五入して表示しているため、合計が100%にならない場合がある。

投資不動産物件

該当事項なし。（2026年4月末日現在）

その他投資資産の主要なもの

該当事項なし。（2026年4月末日現在）

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

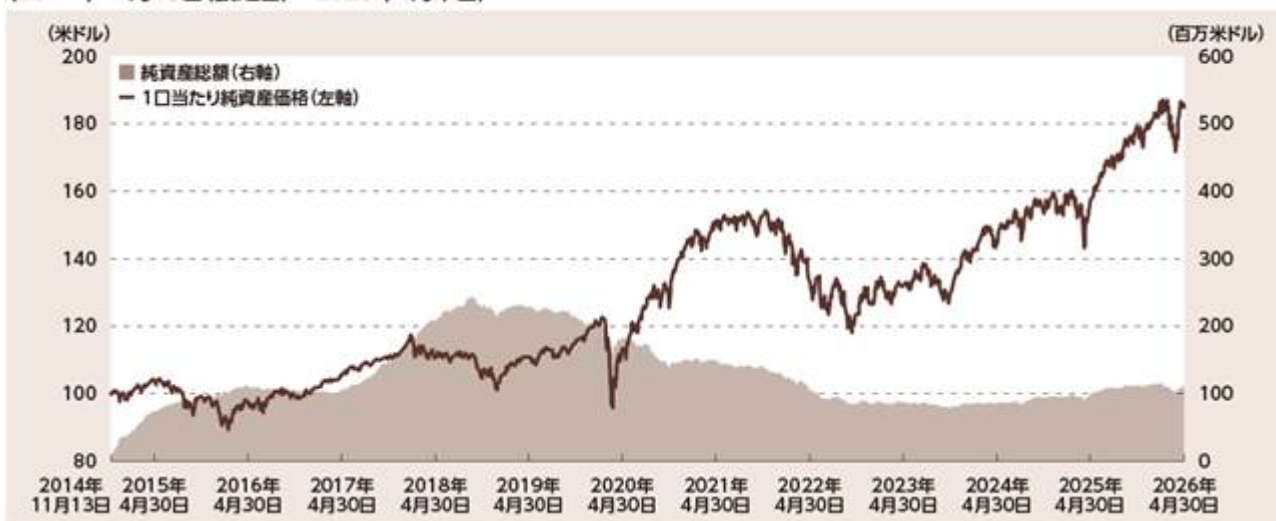
2026年4月末日および同日前1年間における各月末の純資産の推移は以下のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
2025年5月末日	102,658,292.78	16,465,364	161.43	25,892
6月末日	108,730,577.20	17,439,297	168.32	26,997
7月末日	108,103,450.51	17,338,712	168.57	27,037
8月末日	108,650,789.40	17,426,500	170.89	27,409
9月末日	112,034,148.01	17,969,157	175.09	28,083
10月末日	113,273,833.03	18,167,990	178.46	28,623
11月末日	112,084,662.74	17,977,259	178.06	28,559
12月末日	113,743,609.32	18,243,337	181.23	29,067
2026年1月末日	116,119,481.70	18,624,404	185.39	29,735
2月末日	111,129,326.97	17,824,033	186.06	29,842
3月末日	101,734,115.33	16,317,135	173.52	27,831
4月末日	110,009,709.71	17,644,457	184.78	29,637

< 参考情報 >

■純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の推移

(2014年11月13日(設定日)～2026年4月末日)



【分配の推移】

計算期間	分配金
2025年5月1日～2026年4月末日	0

【収益率の推移】

計算期間	収益率（注）
2025年5月1日～2026年4月末日	19.08%

（注）収益率（%）= $100 \times (a - b) / b$

a = 2026年4月末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間中の分配金の合計額を加えた額）

b = 2025年4月末日現在の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

< 参考情報 >

■ 収益率の推移



（注1）収益率（%）= $100 \times (a - b) / b$

a = 各暦年末現在の1口当たり純資産価格（当該各暦年の分配金（税引前）の合計額を加えた額）

b = 当該各暦年の直前の各暦年末現在の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

（注2）2026年は1月1日から4月末日までの収益率です。

(3) 【投資リスク】

< 参考情報 >

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの分配金再投資 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

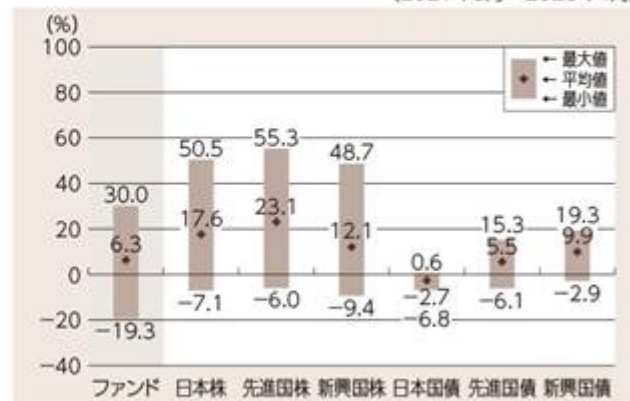
2021年5月～2026年4月の5年間に於けるファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです。



ファンドと他の代表的な 資産クラスとの年間騰落率の比較

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと他の代表的な資産クラス(円ベース)とで比較したものです。このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(2021年5月～2026年4月)



出所: Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

(ご注意)

- 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。ただし、ファンドについては分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は各受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなります。
 - ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。)
 - ファンドの年間騰落率は、米ドル建てで計算されており、円貨に為替換算されておりません。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
 - 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
 - ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
 - ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。
 - 代表的な資産クラスを表す指数
日本株……………TOPIX(配当込み)
先進国株……………FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)
新興国株……………S&P 新興国総合指数
日本国債……………ブルームバーグE1年超日本国債指数
先進国債……………FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)
新興国債……………FTSE新興国市場国債指数(円ベース)
- (注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)の指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

2【販売及び買戻しの実績】

2026年4月末日前1年間における販売および買戻しの実績ならびに2026年4月末日現在の発行済口数は次のとおりである。

販売口数	買戻口数	発行済口数
111,588 (111,588)	148,142 (148,142)	595,362 (595,362)

(注) ()内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

3【ファンドの経理状況】

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。

- b . ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。

- c . ファンドの中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、株式会社三菱UFJ銀行の2026年4月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=160.39円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【資産及び負債の状況】

日興ワールド・トラスト - 日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（米ドル建て）

純資産計算書

2026年3月31日現在

（米ドルで表示）

	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 純資産価額（取得原価： 69,021,445.49米ドル）	1.2	102,207,427.91	16,393,049
資産合計		102,207,427.91	16,393,049
負債			
未払投資運用報酬	6	250,060.12	40,107
当座貸越		72,156.00	11,573
未払販売報酬	4	61,793.91	9,911
未払印刷および公告費		31,911.61	5,118
未払専門家報酬		14,915.24	2,392
未払弁護士報酬		12,708.74	2,038
未払代行協会員報酬	8	8,825.01	1,415
未払管理事務代行報酬	5	7,053.19	1,131
未払保管報酬	7	5,307.89	851
未払受託報酬	2	3,749.57	601
未払管理報酬	3	3,527.89	566
その他の負債		1,303.41	209
負債合計		473,312.58	75,915
純資産		101,734,115.33	16,317,135
発行済受益証券口数		586,313口	
1口当たり純資産価格		173.52	27,831円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興ワールド・トラスト - 日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド(米ドル建て)

統計情報

期末現在発行済受益証券口数

2024年9月30日	609,049
2025年9月30日	639,874
受益証券発行	38,284
受益証券買戻し	(91,845)
2026年3月31日	586,313

期末現在純資産	米ドル	千円
2024年9月30日	95,762,346.40	15,359,323
2025年9月30日	112,034,148.01	17,969,157
2026年3月31日	101,734,115.33	16,317,135

期末現在受益証券1口当たり純資産価格	米ドル	円
2024年9月30日	157.23	25,218
2025年9月30日	175.09	28,083
2026年3月31日	173.52	27,831

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

日興ワールド・トラスト - 日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（米ドル建て）

財務書類に対する注記

（2026年3月31日現在）

注1．重要な会計方針

1.1 - 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。本報告書は、継続企業の前提に基づいて作成されている。

1.2 - 投資有価証券およびその他の資産の評価

(a) 集団投資スキーム、投資ファンドおよびミューチュアル・ファンドは、該当評価日現在の純資産価額（かかる評価日現在の純資産価額が入手できない場合は、その直前の純資産価額が使用される。）で評価される。

(b) 証券取引所で取引されていないが、店頭で取引されている有価証券は、管理会社が管理事務代行会社と協議のうえ選定した信頼できる情報源に基づいて評価される。

(c) 資産が評価される取引所または市場が、評価日に営業していない場合、当該資産は、かかる取引所または市場の直前営業日現在で評価される。

(d) 時価を特定できない資産および負債を含むすべてのその他の資産および負債は、管理事務代行会社と協議のうえ、管理会社の裁量により誠実に評価される。

(e) 未実現評価損益の純変動額は、当期における投資有価証券の時価の変動および当期中に実現した過年度の投資有価証券に係る未実現評価損益の戻入れにより構成される。

(f) 投資有価証券の処分に係る実現純損益は、平均原価法を用いて算出される。

1.3 - 設立費

設立費は、全額償却された。

1.4 - 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

1.5 - 外貨換算

米ドル以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。米ドル以外の通貨に係る取引は、取引日の為替レートにより米ドルに換算されている。

注2．受託報酬

受託会社は、下限で年間15,000米ドル、上限で年間30,000米ドルの、各評価日に発生し計算され四半期ごとに後払いされる、ファンドの純資産の年率0.01%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

上記の報酬は、毎年見直されることがある。受託会社が追加的な活動、訴訟、またはその他の例外的な事項を検討しまたはそれらに携わることが求められる場合、追加の報酬については、管理会社との関連する時期における追加的な交渉に従い、反対の合意がない限り、随時実施されている時間単位料金に従い受託会社により請求される。

受託会社は、ファンドに関連して受託会社が負担した合理的なすべての立替費用をファンドの資産から返済を受ける。

注3．管理報酬

管理会社は、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、ファンドの純資産の年率0.04%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、ファンドに関連して管理会社が負担した合理的なすべての立替費用をファンドの資産から返済を受ける。

注4．販売報酬

販売会社は、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、ファンドの純資産の年率0.70%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、販売会社に支払われるべき合理的な立替費用をファンドの資産から返済する。

注5．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、下限で年間12,500ユーロの、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、ファンドの純資産の年率0.08%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、ファンドに関連して管理事務代行会社に支払われるべき合理的な立替費用をファンドの資産から返済する。

注6．投資運用報酬

投資運用会社は、各評価日に発生し計算され四半期ごとに後払いされる、ファンドの純資産の年率0.90%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、ファンドに関連して投資運用会社に支払われるべき合理的な立替費用をファンドの資産から返済する。

投資運用会社は、投資運用報酬から副投資運用会社の報酬を支払う責任を負う。

注7．保管報酬

保管会社は、下限で年間3,000ユーロの、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、ファンドの純資産の年率0.06%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、ファンドに関連して保管会社に支払われるべき合理的な立替費用をファンドの資産から返済する。

注8．代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、ファンドの純資産の年率0.10%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、ファンドに関連して代行協会員に支払われるべき合理的な立替費用をファンドの資産から返済する。

注9．税金

9.1 - ケイマン諸島

ケイマン諸島において、所得税またはキャピタル・ゲイン税が賦課されることはなく、トラストは、ケイマン諸島総督から、トラストの設立日以降50年間にわたりすべての現地における所得税、キャピタル・ゲイン税および資本税を免除されることが明記された保証書を受領している。そのため、所得税引当金は、本財務書類に計上されていない。

9.2 - その他の国々

ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課される可能性がある。受益証券に投資しようとする者は、各々の法域の法律における受益証券の購入、保有および買戻しにより発生する可能性がある税金またはその他の結果を判断するため、各自が市民権、住所および居住地を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注10．受益証券の購入および買戻しに関する条項

受益証券は、英文目論見書およびファンドに関連する別紙（以下「別紙」という。）に記載される買付申込通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という。）で発行され、購入される。発行価格は、停止手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する発行日に計算され、公表される。

受益証券は、英文目論見書および別紙に記載される買戻請求の通知の手続に従って、いずれかの買戻日に、当該買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という。）で買戻すことができる。買戻価格は、停止手続に服しつつ、管理事務代行会社により、当該買戻日に計算され、公表される。

注11．関連会社取引

管理会社、受託会社、管理事務代行会社、保管会社、代行協会員および販売会社、投資運用会社ならびに副投資運用会社は、ファンドの関係法人とみなされる。

副投資運用会社は、対象ファンドの管理会社と同一の企業グループに属しているため、ファンドの関係法人とみなされる。

注12．後発事象

受託会社および管理会社の意見では、当期の財務書類において開示が必要な決算日後に生じた重要な事象はなかった。

（２）【投資有価証券明細表等】

日興ワールド・トラスト - 日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（米ドル建て）

投資有価証券明細表
2026年3月31日現在

（米ドルで表示）

数量	銘柄	通貨	取得原価	純資産価額	比率*
			米ドル	米ドル	%
投資信託					
834,755.21	Blackrock Global Funds - Global Allocation Fund Class X2 (USD)	米ドル	69,021,445.49	102,207,427.91	100.47
投資信託合計			69,021,445.49	102,207,427.91	100.47
投資有価証券合計			69,021,445.49	102,207,427.91	100.47

投資有価証券の分類
2026年3月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率（%）*
ルクセンブルグ	トラスト、ファンドおよび類似の金融事業体	100.47
投資有価証券合計		100.47

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(*)ファンドの純資産に対する投資先ファンドの純資産価額の比率（%）

4【管理会社の概況】

（１）【資本金の額】

管理会社の資本金は、2026年4月末日現在、5,446,220ユーロ（約10億2,046万円）で、全額払込済である。なお、1株20ユーロ（約3,746円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円換算は、便宜上、2026年4月30日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝187.37円）による。以下同じ。

最近5年間における管理会社の資本金の増減はない。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づきルクセンブルグにおいて適式に設立され、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、その管理するすべての投資信託に関して、専門性を有する投資運用会社を選任し、ポートフォリオの運用を委任している。管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社に関する法律（改正済）（以下「1915年商事会社法」という。）に基づき1992年2月27日に設立された。

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）およびオルタナティブ投資ファンド運用者に関するルクセンブルグの2013年7月12日の法律（以下「2013年法」という。）に基づき、トラストに関しオルタナティブ投資運用者（以下「AIFM」という。）として業務を提供する。管理会社は、トラストの投資資産の管理運営について責任を負っている。管理会社は、トラストのポートフォリオ運用機能を投資運用会社に委託している。

管理会社はS M B C日興証券株式会社の完全所有子会社である。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず（随時改正される投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日の法律（以下「2010年法」という。）第125 - 2条に規定された）投資信託（以下「UCI」という。）を管理することである。ただし、管理会社は、少なくとも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。管理会社は、UCIの運営、管理および販売に関連するあらゆる業務を行うことができる。

管理会社は、トラストおよび受益者のために、有価証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにトラスト資産に直接または間接に関連するすべての権利の行使を含む管理および運用に関する業務を行うことができる。

管理会社は、ファンドの費用で、関連する信託証書補遺に基づく一部または全部の職務を、一または複数の個人または企業（投資運用会社またはその他の業務提供会社を含む。）に委任する権限を有する。ただし、管理会社は上記の受任者が基本信託証書に定める規定を遵守することを保証すること、管理会社は受任者が犯した作為または不作為に関して、あたかも管理会社自身の作為または不作為であるかのようにして、引き続き責任を負うことを条件とする。

基本信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点で関連する信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の詐欺または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また、管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わない。

管理会社、その関係会社およびこれらの取締役、役員、従業員または代理人は、管理会社として、その関係会社としてまたはこれらの取締役、役員、従業員もしくは代理人として強いられまたは被ることがある、基本信託証書に基づきまたはファンドに関連する権限および職務の適正な遂行過程において生じた訴訟、手続、債務、費用、請求、損害、経費（一切の合理的な弁護士、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部または一部について、ファンドの信託財産から補償され、かつ信託財産に対する求償権を有する。ただし、かかる補償は、管理会社またはその関係会社およびその取締役、役員または従業員の実際の詐欺行為または故意の不

履行により発生した作為または不作為から生じ管理会社が被る一切の訴訟、手続、債務、費用、請求、損害、経費または要求については適用されない。

トラストに関する管理会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、トラストの存続期間とする。管理会社は、受託会社に対して90日以上前に書面により通知することにより辞任することができる。

管理会社は有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (3) 管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

管理会社の権利および義務についてはミューチュアル・ファンド規則および信託証書に定められている。管理会社はミューチュアル・ファンド規則に定める規定に拘束され、かつミューチュアル・ファンド規則に定める事項を実施し、かかる事項に関して責任を負うことに同意している。

管理会社は、2026年4月末日現在、6本のファンドを管理および運営しており、その純資産額の合計は、以下に記載された通貨建別運用金額の合計額である。

管理会社が管理および運営しているファンドは、以下のとおり、分類される。

分類		内訳
A分類	通貨建別運用金額	米ドル： 4,852,311,704米ドル
		ユーロ建： 1,959,800ユーロ
		日本円建： 3,280,395,786,452円
		豪ドル建： 11,263,719豪ドル
B分類	ファンドの種類 (基本的性格)	1本がルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型であり、5本がケイマン籍・契約型・オープン・エンド型である。

(3) 【その他】

半期報告書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

5【管理会社の経理の概況】

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、2026年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 187.37円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1)【資産及び負債の状況】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

貸借対照表

2025年9月30日現在

(単位：ユーロ)

	2025年9月30日		2025年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
固定資産				
- その他の備品および付属品、工具および設備	9,302	1,743	10,888	2,040
流動資産				
債権				
- 売掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	1,373,908	257,429	1,349,190	252,798
- 関係当事者への債権				
1年以内に支払期限の到来するもの	0	0	0	0
- その他の売掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	0	0	0	0
預金	15,623,293	2,927,336	14,661,176	2,747,065
手許現金	0	0	0	0
前払金	70,147	13,143	88,080	16,504
	<u>17,067,349</u>	<u>3,197,909</u>	<u>16,098,446</u>	<u>3,016,366</u>
資産合計	<u>17,076,651</u>	<u>3,199,652</u>	<u>16,109,335</u>	<u>3,018,406</u>
負債				
資本金および準備金				
- 払込資本金	5,446,220	1,020,458	5,446,220	1,020,458
- 繰越利益	0	0	0	0
- 準備金				
法定準備金	544,622	102,046	544,622	102,046
その他の積立金	8,899,785	1,667,553	6,611,561	1,238,808
	<u>9,444,407</u>	<u>1,769,599</u>	<u>7,156,183</u>	<u>1,340,854</u>
- 当期損益	991,112	185,705	2,288,224	428,745
	<u>15,881,739</u>	<u>2,975,761</u>	<u>14,890,627</u>	<u>2,790,057</u>
引当金				
- 納税引当金	682,988	127,971	843,318	158,012
- その他の引当金	322,325	60,394	326,477	61,172
	<u>1,005,314</u>	<u>188,366</u>	<u>1,169,795</u>	<u>219,184</u>
非劣後債務				
- 買掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	189,599	35,525	0	0
- その他の債務				
1年以内に支払期限の到来するもの	0	0	48,912	9,165
	<u>189,599</u>	<u>35,525</u>	<u>48,912</u>	<u>9,165</u>
負債合計	<u>17,076,651</u>	<u>3,199,652</u>	<u>16,109,335</u>	<u>3,018,406</u>

（２）【損益の状況】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
損益計算書

2025年4月1日から2025年9月30日までの期間

（単位：ユーロ）

	2025年9月30日		2025年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用				
その他の外部費用	250,007	46,844	462,858	86,726
人件費	1,113,398	208,617	1,833,204	343,487
流動資産要素に係る評価調整	0	0	0	0
その他の営業費用	236,421	44,298	445,693	83,509
その他の利息および類似財務費用	7,359	1,379	0	0
	<u>1,607,185</u>	<u>301,138</u>	<u>2,741,755</u>	<u>513,723</u>
法人所得税	314,683	58,962	742,138	139,054
	<u>1,921,868</u>	<u>360,100</u>	<u>3,483,893</u>	<u>652,777</u>
当期利益	991,112	185,705	2,288,224	428,745
費用合計	<u>2,912,980</u>	<u>545,805</u>	<u>5,772,117</u>	<u>1,081,522</u>
収益				
純売上高	2,746,511	514,614	5,285,886	990,416
その他の営業収益	11,466	2,148	16,812	3,150
その他の利息および類似財務収益	155,003	29,043	469,419	87,955
	<u>2,912,980</u>	<u>545,805</u>	<u>5,772,117</u>	<u>1,081,522</u>
当期損失	0	0	0	0
収益合計	<u>2,912,980</u>	<u>545,805</u>	<u>5,772,117</u>	<u>1,081,522</u>

6【その他】

2026年3月31日提出済みの有価証券報告書（みなし有価証券届出書）の記載事項の一部について、内容の更新等を行う。

（注）_____の部分は訂正部分を示す。

有価証券報告書

第一部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（3）ファンドの仕組み

管理会社の概要

<訂正前>

（前略）

（ ）株式資本の額

管理会社の資本金は、2026年1月末日現在、5,446,220ユーロ（約9億9,862万円）で、全額払込済である。なお、1株20ユーロ（約3,667円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円換算は、便宜上、2026年1月30日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝183.36円）による。以下別段の記載がない限り同じ。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（ ）株式資本の額

管理会社の資本金は、2026年4月末日現在、5,446,220ユーロ（約10億2,046万円）で、全額払込済である。なお、1株20ユーロ（約3,747円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円換算は、便宜上、2026年4月30日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝187.37円）による。以下別段の記載がない限り同じ。

（後略）

2 投資方針

（3）運用体制

<訂正前>

（前略）

（注）上記は、2025年12月末日現在の記載であり、変更される可能性がある。

<訂正後>

（前略）

（注）上記は、2026年4月末日現在の記載であり、変更される可能性がある。

3 投資リスク

（2）リスクに対する管理体制

<訂正前>

（前略）

（注）上記は、2025年12月末日現在の記載であり、変更される可能性がある。

<訂正後>

（前略）

（注）上記は、2026年4月末日現在の記載であり、変更される可能性がある。

4 手数料等及び税金

（5）課税上の取扱い

<訂正前>

（前略）

（A）日本

2026年2月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

（中略）

- （3）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- （4）日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。）
- （5）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

（中略）

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

（中略）

- （3）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

（中略）

2026年2月末日現在では、ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

（後略）

<訂正後>

（前略）

(A) 日本

2026年5月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。
ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

（中略）

- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。
日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。
確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2048年1月1日以後は15.15%の税率となる。）。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

（中略）

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

（中略）

- （３）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- （４）日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2048年1月1日以後は15.15%の税率となる。）。
- （５）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

（中略）

2026年5月末日現在では、ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

（後略）

第2 管理及び運営

2 買戻し手続等

(1) 海外における買戻し

<訂正前>

(前略)

買戻日における受益者1人当たりの受益証券の最低買戻口数は、各クラスの受益証券について1口以上1口単位または販売会社が随時決定する単位とする。端数受益証券について買戻しは行われぬ。

買戻しの制限

いずれかの買戻日におけるファンドに関する買戻請求通知の合計が、管理会社はその絶対的裁量により決定する一定の割合または金額を超える場合、管理会社は、管理会社が当該買戻請求通知に関する買戻代金の支払要件を充足するために十分な資産を換金するまで、かかる買戻日を延期すること（受益証券の買戻しに際し、受益者が管理会社に対して行うべき買戻通知期間の延長）もしくはファンドの純資産価額の計算を延期すること、買戻される受益証券の総口数を、ファンドの発行済受益証券の10%（または管理会社により決定されるその他の割合または金額）に制限することを選択することにより、買戻しゲート（すなわち、受益者による受益証券の買戻請求権の一時的かつ部分的な制限）を適用し、受益者の買戻請求を比例按分で縮減し、残りはその後の買戻日において、当該買戻日に関して受領される買戻請求通知に優先して買戻すこと、または、買戻される受益証券の総口数を、管理会社により決定されるファンドの発行済受益証券の割合または金額に制限することを選択し、受益者の買戻請求を比例按分で縮減し、残りは無効とみなすことのうち、いずれかを行うことができる。

純資産価額の算定が一時停止決定されている期間中は、受益証券の買戻しは行われぬ（詳細については後記「3 資産管理等の概要（1）資産の評価（口）純資産価額の計算の一時停止」の項参照）。

(後略)

<訂正後>

(前略)

買戻日における受益者1人当たりの受益証券の最低買戻口数は、各クラスの受益証券について1口以上1口単位または販売会社が随時決定する単位とする。端数受益証券について買戻しは行われぬ。

管理会社は、A I F M Dに基づき、投資者の最善の利益のために、特に厳しい市況または大量の買戻請求がなされる状況においてファンドの流動性を管理するために、流動性管理ツールを用いることができる。

買戻しの制限

いずれかの買戻日におけるファンドに関する買戻請求通知の合計が、管理会社はその絶対的裁量により決定する一定の割合または金額を超える場合、管理会社は、管理会社が当該買戻請求通知に関する買戻代金の支払要件を充足するために十分な資産を換金するまで、かかる買戻日を延期すること（受益証券の買戻しに際し、受益者が管理会社に対して行うべき買戻通知期間の延長）もしくはファンドの純資産価額の計算を延期すること、または、買戻される受益証券の総口数を、ファンドの発行済受益証券の10%（または管理会社により決定されるその他の割合または金額）に制限することを選択することにより、買戻しゲート（すなわち、受益者による受益証券の買戻請求権の一時的かつ部分的な制限）を適用し、受益者の買戻請求を比例按分で縮減し、残りは無効とみなすことのうち、いずれかを行うことができる。

純資産価額の算定が一時停止決定されている期間中は、受益証券の買戻しは行われぬ（詳細については後記「3 資産管理等の概要（1）資産の評価（口）純資産価額の計算の一時停止」の項参照）。

(後略)

3 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

（ロ）純資産価額の計算の一時停止

<訂正前>

受託会社または管理会社は、ファンドに関する受益証券1口当たり純資産価格の計算（および評価日の決定）、受益証券の発行、買戻し（または買戻日の決定）および買戻代金の支払（仮に評価日または買戻日が延期または一時停止されない場合であっても）の全部または一部を、下記状況を含むあらゆる理由においてその単独の裁量により、延期または一時停止することができる。

- （ ）その時点でファンドの大部分の直接または間接の投資対象が上場されている証券取引所が通常の週末および休日以外の理由で閉鎖している期間、または取引が制限され、もしくは停止している期間。

（後略）

<訂正後>

受託会社または管理会社は、ファンドに関して流動性管理ツールを用いて、受益証券1口当たり純資産価格の計算（および評価日の決定）、受益証券の発行、買戻し（または買戻日の決定）および買戻代金の支払（仮に評価日または買戻日が延期または一時停止されない場合であっても）の全部または一部を、下記状況を含むがこれに限定されないあらゆる理由においてその単独の裁量により、延期または一時停止する（受益者によるファンドの受益証券の換金または購入を一時的に認めない）ことができる。

- （ ）その時点でファンドの大部分の直接または間接の投資対象が上場されている証券取引所が通常の週末および休日以外の理由で閉鎖している期間、または取引が制限され、もしくは停止している期間。

（後略）